

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書について

平成 30 年度介護報酬改定に伴い、平成 30 年 10 月 1 日から、国が定める回数を超える訪問介護（生活援助中心型）をケアプランに位置付ける場合には、市にケアプラン等を届け出ることが必要となります。

1 提出書類

- ①訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書
- ②居宅サービス計画書 第 1 表～第 7 表、基本情報及びアセスメント表
※訪問介護が必要な理由の記載があること
- ③訪問介護計画書
- ④課題整理総括表
- ⑤主治医意見書

2 提出期限

居宅サービス計画を作成（新規・更新）又は変更した月の翌月の末日

3 対象となる訪問介護の区分

生活援助中心型（身体介護が混在するサービスは除く）

4 届出の対象となる居宅サービス計画

平成 30 年 10 月以降に作成又は変更した居宅サービス計画のうち、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号）に規定する要介護度別の利用回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置付ける居宅サービス計画

※厚生労働大臣が定める回数

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

5 参考資料

- ・介護保険最新情報 Vol.629（抜粋） 訪問介護が必要な理由
- ・介護保険最新情報 Vol.652 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護